

**規制改革・民間開放推進会議
重点事項推進ワーキンググループ
外国人分野担当サブワーキング**

**平成 18 年 7 月 13 日
法務省**

(別記様式)

[4章] 外国人分野

項目	(2) 専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し 外国人社会福祉士・介護福祉士の就労制限の緩和【平成18年度 検討、結論】
修正案	<p>高齢化の進展に伴い、介護分野は労働力需要が高まると予想されることから、サービスレベルを充実させる質の高い人的資源を確保する観点より、また、留学生の我が国での就職を支援する観点より、産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案しつつ、外国人社会福祉士・介護福祉士の受入れを検討し、結論を得るべきである。</p> <p>なお、外国人社会福祉士・介護福祉士を受け入れることとする場合には、その方策として「専門的・技術的分野に追加」、「新たな受入れ制度の創設」といったことが考えられるが、前者については規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)において既に定められている「『技術』、『人文知識・国際業務』の要件緩和」との事項にて掲げた、「客観的に技術、技能レベルを評価しうる資格制度等を通じて現状と同等の専門性、技術性を確保しつつ、学歴・実務経験要件を緩和することが可能とされた分野については随時措置する」との観点も踏まえつつ検討を行うべきである。</p> <p><u>一方、外国人介護福祉士の受入れについては、当該資格が専門的、技術的分野と評価できるか否か、さらには国内労働市場に与える影響等について十分に勘案した上で、検討を行っていくことが必要である。</u></p> <p><u>また、検討に当たっては、フィリピンとのEPA交渉を踏まえた受入れの状況等を踏まえつつ、慎重に検討を行っていく必要がある。</u></p>
修正理由	<p>介護福祉士の資格を取得した外国人についての就労の可否については、まずは当該資格が専門的、技術的分野と評価しうるか、また、国内労働市場に与える影響等を勘案した上で検討を行っていくことが必要である。</p> <p>また、介護福祉士の在留資格の整備については、日比EPAにおける受入れの状況等を踏まえつつ、慎重に検討を行っていく必要がある。</p>

(別記様式)

[4章] 外国人分野

項目	(2) 専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し 在留資格「企業内転勤」における要件等の見直し【平成18年度 検討、結論】 ア 受入れ範囲の拡大
修正案	前略 したがって、「対日直接投資促進策の推進について」(平成15年3月27日対日投資会議決定)において示された、雇用・生活環境の整備の一環として入国、在留制度を改善して対日直接投資残高の増加に寄与させるとの観点、さらに「『科学技術に関する基本政策について』に対する答申」(平成17年12月27日)において示された、優れた外国人研究者の招へい・登用を促進するとの観点も踏まえつつ、 <u>例えば、「企業内転勤」資格で入国・在留する者が在留資格「技術」及び「人文知識・国際業務」に加え、企業内転勤の形態で、本邦の事業所において在留資格「研究」の活動に従事する場合には、在留資格「研究」に係る現行の要件を満たしていない場合においても、入国・在留が可能となるよう</u> の項に掲げられた活動も <u>行うことができるよう</u> 検討し、結論を得るべきである。
修正理由	在留資格に規定された活動を行う場合には、当該在留資格に係る要件を満たす者について、入国・在留が認められるべきであるが、優れた外国人研究者等の受入れの拡大を図っていくためにも、例えば、在留資格「研究」の活動を行う者について、より簡易な要件で入国・在留が可能となるような方策を検討していくこととする。